

佐倉市災害対策条例（平成十四年三月二十九日条例第二十三号）

最終改正:平成25年10月1日横書き施行

改正内容:平成25年10月1日横書き施行

○佐倉市災害対策条例

平成14年3月29日条例第23号

改正

平成25年10月1日横書き施行

佐倉市災害対策条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 市長の責務（第5条）
- 第3章 市民の責務（第6条）
- 第4章 事業者の責務（第7条・第8条）
- 第5章 災害予防対策
 - 第1節 情報の提供（第9条—第12条）
 - 第2節 災害に強いまちづくり（第13条—第16条）
 - 第3節 火災の防止（第17条・第18条）
 - 第4節 防災訓練（第19条・第20条）
 - 第5節 自主防災組織（第21条・第22条）
 - 第6節 ボランティアへの支援（第23条）
 - 第7節 要援護者に対する配慮（第24条）
- 第6章 災害応急対策
 - 第1節 災害応急体制等の整備（第25条—第27条）
 - 第2節 避難（第28条・第29条）
 - 第3節 輸送の確保（第30条—第32条）
 - 第4節 応急危険度判定（第33条）
- 第7章 災害復旧対策（第34条—第37条）
- 第8章 雑則（第38条・第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害対策における佐倉市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、災害の予防対策、応急対策並びに復旧対策の施策の基本を定めることにより、災害対策の推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害対策 災害の発生を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 自主防災組織 地域住民が自発的かつ自主的に結成する地域における災害対策のための組織をいう。
- (4) 特定事業者 危険物及び有害物の製造、貯蔵及び運搬の施設、ガス等の公益事業施設、学校等の教育文化施設、医療施設、社会福祉施設並びに百貨店その他公衆が出入りする施設であつて、市長が指定するものの管理を行う事業者をいう。

（基本理念）

第3条 地震、暴風、豪雨等によって発生する自然災害及び大規模火事、爆発等によって発生する社会的災害に対し、市民が安心して暮らせるまちをつくるため、市長が災害に備える諸施策を積極的かつ総合的に推進することはもとより、災害が発生した場合においては、地域住民による自主的な災害対策活動が不可欠となるため、市、市民、事業者、関係諸団体等は自発的な自主防災組織の設立に積極的に取り組み、関係者は、共同して、災害の予防対策、応急対策及び復旧対策を推進しなければならない。

（佐倉市地域防災計画の実施）

第4条 市は、佐倉市地域防災計画（災害対策基本法第42条の規定による佐倉市における地域防災計画をいう。）に基づき、災害対策の的確かつ円滑な実施を推進するものとする。

第2章 市長の責務

（市長の基本的責務）

第5条 市長は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策に関する諸施策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市長は、都市施設の災害に対する安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりの推進に努めなければならない。
- 3 市長は、災害対策に関する組織の整備、防災訓練の実施、必要な物資及び資機材の備蓄及び点検等に努めなければならない。
- 4 市長は、地域住民の自主防災組織の設立及び充実に促進し、その機能が十分に発揮できるよう必要な支援を行わなければならない。

第3章 市民の責務

（市民の基本的責務）

第6条 市民は、災害の防止に当たっては、自らの生命、身体及び財産の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、及び支援して、地域の安全の確保に努めなければならない。

- 2 市民は、次の各号に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 建築物等の耐震性及び耐火性の確保
 - (2) 出火の防止
 - (3) 飲料水及び食糧の確保
 - (4) 災害時の初期対応に必要な用具の準備
 - (5) 災害時の連絡先及び連絡方法の確保
 - (6) 避難の経路、場所及び方法についての確認
- 3 市民は、自主防災組織等と相互に連携して、市長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力し、及び自発的に災害対策活動を行うよう努めなければならない。

第4章 事業者の責務

(事業者の基本的責務)

- 第7条 事業者は、市長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、災害の防止に努めなければならない。
- 2 事業者は、その社会的責任に基づき、事業者自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保その他の災害対策を行うよう努めなければならない。
- 3 事業者は、災害対策活動において、その管理する事業所の周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）、自主防災組織等との連携及び協力に努めなければならない。

(事業所防災計画)

- 第8条 特定事業者は、佐倉市地域防災計画を基準として事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成し、従業員及び周辺住民の安全の確保に努めなければならない。
- 2 特定事業者は、事業所防災計画を作成したときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- 3 特定事業者は、前項の規定により届け出た事業所防災計画が適当でなくなったときは、直ちにこれを変更し、市長に届け出なければならない。

第5章 災害予防対策

第1節 情報の提供

(災害に関する調査等)

- 第9条 市長は、災害の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他災害に関する事項について調査及び研究を行うものとする。
- 2 市長は、前項の調査及び研究の成果を災害対策に反映させるとともに、市民に公表しなければならない。
- 3 市長は、前項に規定するもののほか、災害対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。
- (情報収集システム等の整備)
- 第10条 市長は、地震情報、気象情報等を早期かつ正確に把握し、その影響を的確に予測し、及びその情報を市民に提供するため、情報収集システム及び防災無線等の整備及び充実に努めるものとする。

(防災指定区域等の指定)

- 第11条 市長は、地形、地質その他の地理的及び物理的条件から、災害の発生が想定される区域や箇所（以下「防災指定区域」という。）を指定するものとする。
- 2 市長は、前項の防災指定区域のうち、安全な居住環境の重点的な整備を推進する必要がある区域又は箇所（以下「重点整備地区」という。）を指定するものとする。
- 3 前2項の規定による指定を行ったときは、その旨を告示するものとする。

(ハザードマップの提供)

- 第12条 市長は、ハザードマップ（被害想定区域、避難場所及び避難路、災害対策関係施設等を総合的に表示した地図をいう。以下同じ。）を作成し、これに基づく災害対策に関する情報を市民に提供するものとする。
- 2 ハザードマップは、適宜見直しを行い、常に最新の情報の提供に努めるものとする。

第2節 災害に強いまちづくり

(災害対策の拠点となる施設の安全性の向上)

- 第13条 市長は、災害対策の拠点となる市庁舎、出張所その他市の施設について、災害対策に対する安全性の向上を図るよう努めるものとする。

(既存建築物の地震に対する安全性の向上)

- 第14条 既存建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは同法第3条第2項の適用を受けているものをいう。以下同じ。）の所有者は、当該既存建築物の地震に対する安全性の向上に努めるものとする。
- 2 市長は、既存建築物の安全性を向上させるため、耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。）及び耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした改修をいう。以下同じ。）の普及及び啓発に努めるものとする。
- 3 市長は、自ら居住する戸建木造住宅の耐震診断を行う者及び当該耐震診断の結果に基づき耐震改修を行う者に対し、支援をすることができるものとする。

(落下対象物の安全性の確保)

- 第15条 建築物又は広告塔、装飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付けられている物（以下「広告塔等」という。）の所有者又は管理者は、災害により落下対象物（建築物の屋外に設置された設備機器、外壁のタイル、屋外に面しているガラスその他これらに類する建築物の部分及び広告塔等をいう。以下同じ。）が落下することを防止するため、当該落下対象物について、定期的に点検し、落下防止に努めるものとする。
- 2 市長は、災害により落下対象物が落下することを防止するため、落下対象物の実態について調査するとともに、その安全性の確保に係る啓発に努めるものとする。

(重点整備地区の安全性の向上)

- 第16条 市長は、重点整備地区内において、自らかさ上げ工事、急傾斜地の崩壊防止工事等、災害の予防を目的とした工事を行おうとする者に対し、支援をすることができるものとする。

第3節 火災の防止

(初期消火)

第17条 市民は、火気を使用するときは、出火を防止するため常時監視するとともに、災害時の出火に備え、消火器等を配備し、初期消火に努めるものとする。

（不燃化の促進）

第18条 市民は、災害による火災の被害の拡大を防止するため、主要な道路の周辺で、市長が指定する区域における建築物等の不燃化の促進に努めるものとする。

第4節 防災訓練

（防災訓練への参加）

第19条 市民は、防災訓練に積極的に参加し、習得した災害対策に関する実践的かつ効果的な知識、技能等を災害時に発揮できるよう努めなければならない。

（防災訓練への参加機会の提供）

第20条 事業者は、従業員等が災害対策に関する知識又は技術を習得できるよう、防災訓練、消防団活動等に参加できる機会の確保に努めるものとする。

第5節 自主防災組織

（自主防災組織への支援）

第21条 市長は、自主防災組織の設立及び維持運営に関し、必要な支援を行うものとする。

2 市長は、自主防災組織に対し、災害対策用資機材等の貸与を行うものとする。

3 市長は、自主防災組織が防災訓練を行う場合に、協力、支援等を行うものとする。

（防災リーダーの育成）

第22条 市長は、自主防災組織の活動の促進を図るため、防災リーダー（自主防災組織の行う初期消火、救出等の災害対策活動において指導的役割を担う者をいう。）の育成に努めるものとする。

第6節 ボランティアへの支援

（ボランティア活動への支援）

第23条 市長は、災害が発生した場合におけるボランティアによる被災者への支援活動の円滑な実施を確保するため、活動拠点の提供、資機材の備蓄等に努めるものとする。

第7節 要援護者に対する配慮

（要援護者等に対する配慮）

第24条 市長は、高齢者、心身障害者、外国人等災害時に援護を要する者（以下「要援護者」という。）に対する災害時の安全の確保のため、要援護者に係る施設及び地域社会の協力のもとに、要援護者を把握し、避難誘導、救助等に配慮した災害対策を講ずるものとする。

2 市長は、前項の目的を達するため、要援護者の家族及び地域住民に対し、災害対策に関する指導及び啓発を行うものとする。

第6章 災害応急対策

第1節 災害応急体制等の整備

（災害応急体制の整備等）

第25条 市長は、災害時における避難、救出及び救助、医療、緊急物資の供給等の活動（以下「災害応急活動」という。）を円滑に行うため、必要な体制の整備及び資機材の確保に努めるものとする。

（他団体への協力要請の方法）

第26条 市長は、災害応急活動の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、他の地方公共団体、公共的団体等に対し、協力を要請するものとし、あらかじめ協力要請の方法を確立しておかなければならない。

（防災空地の確保）

第27条 広場その他の空地（以下「空地」という。）の所有者、占有者又は管理者は、市長が必要があると認めるときは、防災空地（災害応急活動に利用される空地をいう。）として、当該空地の一時利用に協力するものとする。

第2節 避難

（避難場所等の確保）

第28条 市長は、災害が発生した場合における市民の安全な避難のため、あらかじめ避難場所及び避難道路を確保するものとする。

2 市長は、前項の避難場所及び避難道路について、標識の設置等の方法により、当該避難場所及び避難道路の位置その他必要な事項を市民に周知するものとする。

（災害時の車両の規制）

第29条 災害時に走行中の道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第8号に規定する車両（以下「車両」という。）の運転者は、当該災害発生時に行われる交通規制を遵守しなければならない。

2 市民は、地震による災害が発生した場合において、避難を行うときは、路上の混乱及び危険を防止するため、車両の使用をしないよう努めるものとする。

第3節 輸送の確保

（緊急輸送体制の整備及び確保）

第30条 市長は、災害応急活動を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ災害が発生した場合に確保することが可能な輸送手段を把握し、緊急輸送体制の整備に努めるものとする。

2 市長は、災害が発生した場合において、歩行者又は車両の通行禁止等の制限が行われたときは、速やかに市民に周知し、緊急輸送体制の確保に努めるものとする。

3 市民は、前項の緊急輸送体制の確保について協力するものとする。

（陸上輸送体制の整備）

第31条 市長は、災害応急活動を行うための車両（以下「緊急車両」という。）の通行を確保するため、あらかじめ当該緊急車両が通行するための道路を指定し、その路線名及び区間を市民、関係諸団体等に周知するものとする。

（航空輸送体制の整備）

第32条 市長は、ヘリコプターによる災害応急活動の円滑な実施のため、あらかじめ災害時用ヘリポートの整備及び臨時ヘリポートの整備に努めるものとする。

第4節 応急危険度判定

（応急危険度判定の実施）

第33条 市長は、地震が発生した場合において、必要があると認めるときは、応急危険度判定（地震により被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性及び建築物の部分の落下の危険性を判定することをいう。以下同じ。）を行うものとする。

2 応急危険度判定を受けた者は、当該応急危険度判定の結果に基づき、避難、建築物の補強その他の適切な対応を図るよう努めるものとする。

第7章 災害復旧対策

（ごみ、がれき等の処理）

第34条 市長は、災害の復旧において、社会秩序の維持及び被災者の生活再建を図るため、ごみ、がれき等の処理について、適切な措置に努めるものとする。

2 市民は、前項の市長が行うごみ、がれき等に係る措置に協力の上、自ら手段を講ずるよう努めなければならない。

（被災者への支援）

第35条 市長は、被災者への支援のため、次の各号に掲げる措置を行うことができるものとする。

- (1) 自ら所有し、かつ、居住する住宅が災害による被害を受けた者に対する優先的な公営住宅への入居のあっせん
 - (2) 前号の公営住宅に入居できない者に対する賃貸住宅の家賃の助成
 - (3) 居住する住宅の復旧工事のため金融機関等から融資を受けた者に対する当該工事の資金の返済に係る利子補給
 - (4) 災害による被害を受けた中小企業者、農業者等への市の制度に基づく利子補給
- （災害見舞金）

第36条 市長は、被災者に対し、その種類、程度等に応じて見舞金を支給することができるものとする。

（災害共済事業）

第37条 市長は、被災者を救済するための災害共済制度を設けるものとする。

第8章 雑則

（表彰）

第38条 市長は、災害対策について、その活動に顕著な功績があった個人又は団体に対し、表彰を行うことができるものとする。

（委任）

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 第36条の規定は、平成13年10月1日以後に発生した災害に係る見舞金から適用する。